

菊川市経営基盤強化（販路拡大）補助金交付要綱

制定 令和6年12月9日告示第236号

（趣旨）

第1条 市長は、菊川市内の中小企業者の販路拡大に向けた取組みを支援することにより、経営の多角化、所得の向上、雇用の創出等を図り、地域経済の活性化及び市内産業の振興に資するため、予算の範囲内において菊川市経営基盤強化（販路拡大）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、菊川市補助金等交付規則（平成17年菊川市規則第29号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 大企業 中小企業者以外の者で事業を営むものをいう。ただし、次に掲げるものは除く。
 - ア 中小企業投資育成株式会社
 - イ 投資事業有限責任組合
- (3) 従業員 常時雇用する労働者（雇用保険法（昭和49号法律第116号）第4条第1項に規定する者）をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、中小企業者であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市内に主たる事業所又は事務所を有する者。ただし、キッチンカー等により移動販売を行う個人にあつては、市内に住所及び主な活動拠点を有する者
- (2) 申請日から3年継続して、市内で当該補助金に係る事業を行う意志がある者
- (3) 市税に滞納がない者
- (4) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けていない者
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に該当しない者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（更生手続開始の決定を受けている場合を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て（再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）がなされていない者
- (7) 政治活動又は宗教活動を目的とする事業を行わない者
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行わない者
- (9) 菊川茶海外輸出安心安全対策事業費補助金交付要綱（令和6年菊川市告示第206号の4）による補助金の交付の対象でない者
- (10) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていない者
- (11) 同一年度において、菊川市経営基盤強化（BCP対策）補助金交付要綱（令和6年

菊川市告示第235号)による補助金の交付を受けていない者

(12) 次のいずれにも該当しない者

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者

イ フランチャイズ、チェーンストアその他これらに類する契約に基づく事業を行う者

ウ 大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有している又は出資している者

エ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有している又は出資している者

オ 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している者

カ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる者

(補助対象期間)

第4条 補助の対象期間は、補助金の交付の決定を受けた日からその日が属する年度の3月15日までとする。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新たな販路又は顧客の獲得に係る経費であって、別表に掲げるものとする。ただし、いずれの経費も消費税及び地方消費税、振込手数料並びに国、県、市その他の機関が行う補助金、給付金等の対象となる経費は含まないものとする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(その額に、千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、10万円を限度とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が定める日までに、菊川市経営基盤強化(販路拡大)補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 誓約書(様式第4号)

(4) 登記事項証明書(法人の場合)又は住民票の写し及び開業届の写し(個人事業者の場合)

(5) 支出の内訳が分かる見積書等

(6) 従業員の数が確認できる書類

(7) その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第8条 市長は前条の申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、その旨を菊川市経営基盤強化(販路拡大)補助金交付決定通知書(様式第5号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、補助金の交付の決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) 補助金は、補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分の20パーセント以上の変更をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (3) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告しその指示を受けなければならない。
- (4) 補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後3年間は、補助金の交付を受けた事業を継続すること。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りではない。
- (5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (6) 補助金に関する報告及び立入調査について、菊川市から求められた場合は、それに応じなければならない。

(変更の承認申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、変更の承認を受けようとするときは、菊川市経営基盤強化（販路拡大）補助金変更等承認申請書（様式第6号）に、変更事業計画書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、その変更を承認し、その旨を菊川市経営基盤強化（販路拡大）補助金変更等承認通知書（様式第7号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支出を証明する書類
- (2) 補助事業の実績が確認できる書類
- (3) 収支決算書（様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに1部提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、菊川市経営基盤強化（販路拡大）補助金交付確定通知書（様式第9号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 前条の規定による補助金の交付確定通知を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の確定通知書を受領した日から起算して10日以内に、請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第14条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告書における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（第1号又は前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消しの通知)

第15条 市長は、規則第14条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合は、その旨を菊川市経営基盤強化（販路拡大）補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還請求)

第16条 市長は、規則第15条第1項の規定により、補助金の返還をさせる場合は、当該補助事業者に対し、菊川市経営基盤強化（販路拡大）補助金返還請求書（様式第13号）により当該補助金の返還の請求をするものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第5条関係）

| 区分 | 補助対象経費 |
|--------|--|
| 市場調査 | ニーズ調査等の市場調査及び分析に係る経費 |
| I T 導入 | 越境電子商取引（越境E C）の導入に係る経費 |
| 広報・P R | 商品のカタログ、パンフレット、チラシ等の作成・配布に係る経費 （例） ・チラシ・カタログの外注や発送 ・新聞・雑誌等への商品・サービスの広告 ・看板作成・設置 ・試供品（販売用商品と明確に異なるものに限る。） ・販促品（商品・サービスの宣伝広告が掲載されている場合に限る。） ・郵送によるDMの発送 |
| 展示会出展 | 展示会の出展に係る経費（小間代、小間装飾費用） |
| 多言語対応 | 企業又は商品に関する外国語版資料の翻訳、作成に係る費用 |